

令和7年度第1回久留米市成年後見推進協議会要旨（公開用）

令和8年2月18日（水）

18：00～

参加者：上原会長、川崎副会長、岡田委員、山下委員、石橋委員、重石委員

オブザーバー：福岡家庭裁判所2名（堺課長、山王主任書記官）

事務局：長寿支援課：古賀課長・中尾補佐（進行）・小川・中村・藤田

障害者福祉課：出利葉補佐・重永

久留米市社協：江頭課長・古賀補佐・鎌田

次第Ⅰ 委員等紹介

（委員・事務局自己紹介）

次第Ⅱ 会長・副会長の選出について

事務局久留米市成年後見推進協議会設置要綱第4条第1項にて、「協議会は会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。」となっている。なお、要綱第4条第2項にて、「会長は、協議会を代表し会務を総理する。」第4条第3項にて、「副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代理する。」と規定されている。皆様いかがか。

事務局事務局から提案させていただいてもよろしいか。

委員了承。

事務局事務局としては、前期に引き続き会長に、久留米大学文学部社会福祉学科教授の上原委員、副会長を久留米市健康福祉部長の川崎委員にお願いしたい。いかがか。

委員了承。

会長ご協力よろしくお願いします。

委員国のほうでも後見制度についての意見が出ているので、この場でも協議していただければと思う。

次第Ⅲ 1 令和6年度、令和7年度 成年後見推進事業の実施状況について **資料1**

事務局（資料に沿って順に説明）

委員資料の4ページによると日常生活自立支援事業の生活支援員はある程度人数が居るが、法人後見支援員の数は少ない。そもそも対象となる人が少ないのか。それとも支援員側の人数が少ないため、活動できていないのか。

事務局法人後見の受任件数は11件、昨年度から年々減ってきている状況。お亡くなりになって終了という方もいた。現在、市民後見人養成講座を受講して名簿に登録されて活動されている方が5人いらっしゃるが、加齢に伴い支援員を継続することができなくなった方等、高齢化の問題がある。また、リレー形式で受任できる案件が内容的に難しく、スムーズな引継ぎが行えていない現状がある。

委員市民後見人候補者名簿に登録するための面接を昨年二名行ったが、次の市民後見人の誕

生は難しいという状況なのか。一人目の担当の方は亡くなられたとのことだが、もう一人はまだ選任されていない。近々選任される見込みはあるのか。

事務局一人か二人リレーしてもいいのではないかとはいいるため、今後二人目の方に引き継げるように検討をしている段階。社協が持っている案件には、課題が残っている方もおり、そのようなケースを市民後見人へリレーしていくのは難しい。問題のない方を早めにリレーできるようにしていかなければと考えている。

委員高齢化などが原因で人数が減ってきている中で、新たな市民後見人登録の予定はあるのか。フォローアップ研修などは独自で行っていると思うが新たな市民後見人養成については、どのように考えているのか。

事務局資料の 4 ページに、市民後見人養成講座、修了生登録者名簿の状況を記載しているとおり、養成講座自体は令和 3 年度から県の養成講座の方を活用しており、広報などで少しずつでも増やしていければと考えている。

委員市民後見人がせっかく誕生しているので、できればこれからも頑張っていたきたいと思っている。市民後見人は対応が難しいというケースは、社協やこの協議会、専門家等がフォローしながら、市民後見人が活躍できるようなフォローアップ体制を検討していくと、より活躍していただけると思う。そのあたりの対応の検討が必要だと思う。

事務局資料4にはなるが、今回の議題の中にも、地域連携ネットワーク上げを挙げており、その中でも市民後見人の活躍支援ということで専門職の方からのフォローアップも掲げられているので、今後そういった点も踏まえて、検討していく。

次第三 2 成年後見制度利用促進基本計画について **資料 2**

事務局 (**資料 2** に沿って説明)

委員資料 1 の 8 ページでは令和 6 年度の市長申立て件数が 14 件、くるめ支え合うプラン資料編の 20 ページでは、令和 6 年度の市長申立て件数は 17 件となっているが、なぜ数が異なるのか。また、市長申立て件数が年々減少し、令和 7 年度は 4 件と減極端に少ない感じであるが、何か分析はしているか。

事務局数が違うのは資料の誤り。令和 7 年度の件数については、相談件数自体は例年と変わらない相談はあるが、申し立ての途中で亡くなるケースなどが立て続けにあったことが要因の一つだと考えている。

委員実際の件数は、どちらが正しいのか。

事務局確認し、報告させていただく。

委員市長申立てに至るまでには相談や会議などを行っていると思うが、第 2 期計画の中では「市長申立の際は速やかな申立て」と言われている。申立ては「ハードルが高い・準備がかかる」などのイメージがあるが、実際それが市長申立ての減少に繋がっていると考えるか。

事務局申立て件数は減っているが、相談が少なくなっているわけではない。ご本人にお会いして、本人申立てが可能だと判断する場合は、よりスピーディーに対応するため、後見センターの支援をいただきながら、本人申立てに移行するケースもあり、申立件数が減少しているように見えている。

委員 支えあうプランの14ページの成年後見センターの相談件数の目標件数が、R12に795件となっているが、なぜ800件などより良い数字にしなかったのか。R5の時点で780件の相談を受けているので、もう少し高い数字を設定してもいいのでは。人口減少や高齢化率などを計算した結果の数値なのか、この目標値の根拠を教えてください。

事務局 支え合いプラン策定時に相談件数の目標については設定するかどうかとも検討した。1期計画の中でも、成年後見センターの相談件数について目標数値を立てており、それを踏襲した形で年間30件程度ずつ増えていくと仮定し、約795件の数字となった。高齢化率などの見込みに基づいて増やしたということではなくて、第1期計画の数値の出し方を踏襲して、令和6年度をベースに、数値を積み重ねた形で設定している。

次第三 3 情報提供：成年後見制度の見直しについて

事務局 (資料3)に沿って説明)

次第四 協議事項

事務局 (資料4)に沿って説明)

委員 地域連携ネットワークについて、高齢者・障害者が対象になるということか。重層的支援会議などでは、児童に関わることも合わせて検討している。そういったところとの住み分けはどのようにするのか。高齢者・障害者だけで終わるのであれば、地域連携ネットワークでいいと思うが、子どものことも、となるとこれだけでいいのか。また、重層的支援会議などのこともわかる範囲で教えてください。

事務局 重層的支援会議は、子どもから高齢者までのいろいろな課題について、様々な関係者、専門職を含めて共有する場となっている。そのような場を含め、今回の地域連携ネットワークの仕組みや体制は、権利擁護に関することや、本人の様々な課題があった際に、ネットワークにつなぐことで、本人に必要な支援につないでいくというものと考えている。地域連携ネットワークや権利擁護は、障害・高齢にとられない地域の課題を重層支援で取り上げた際に、成年後見センターやその他の団体を中心とした体制につなぎ、必要な支援につないでいくための一つの仕組みとなっている。地域連携ネットワークにすべてが包含できるものではないが、少なくともその中の一つの仕組みとなっていくと思う。今後は地域共生社会の実現を目指していくため、全体で支えられる体制を目指していきたいと思っている。まだ体制としては十分な整理はできていないが、ご指摘をいただいたとおり、そういった視点でみていく必要がある。

委員 当事者の周りでまず地域の方を含むような比較的小さなチームを、重層的に専門職が支援する。個別支援における重層的な支援のパターンというのは想定されていて、各市町村でも重層的支援の協議会で検討されているのは承知している。現在当市における重層的支援の会議は、主に参加支援事業である民間、NPO、一般社団法人等がかかわって引きこもりの方などをいかに社会参加させていくかに特化した会議を重層的支援という考え方でやっているのが実情。課長からもあったが、当事者の周りにチームを重層的に作っていく思想がないわけではないので、これについては考えるべきテーマだと思っているが、現状まだそ

こまでに至っていない。

委員地域連携ネットワークについてはあらゆる自治体で悩んでいるテーマだと思う。国は、新たなネットワークづくりをしろと言っているのではない。様々なネットワークがある中で、新たなものを作るのが難しく、置き換えられるものがあるなら、それに置き換え、機能を持たせるのがいいと思う。重層会議に権利擁護の機能を持たせることが可能であればそれは1つのやり方になる。

委員取組案ということだが、ネットワーク構築にかかる目標期間は設定しているのか。

事務局ネットワーク自体は、あくまで仕組みで、成年後見制度を含めたその権利擁護支援がうまく機能するために、中核機関や協議会などに権利擁護支援チームが働きかけるもの。特に期間が決まっているというものではないと理解している。

資料の中の案で挙げている通り、まずは制度の周知や、理解促進の取り組みから始めていきたい。

会長権利擁護という時には判断能力が衰えた人にかかわらず、子どもなどを含めたところで権利擁護という言葉を使う。権利擁護支援の地域連携ネットワークとなった場合に、成年後見、いわゆる判断能力が衰えた人、障害を持つ方が対象と限定的になっているが、それが一般的に使われる権利擁護にあたるのかは疑問に思う。期限は決まっていないということですが、他の自治体ではどのようにしていくのか。

事務局国が示している第2期計画である8年度までの期間と、令和8年度から令和12年度までの5年間だと考えている。久留米市としては、令和8年度から5年間の支えあいプランの中で目指していきたい。その期間中に再度ご意見をいただいて、次のステップにつながるような形で、段階的に行っていききたい。中間では一定見えるようなものを示すことを目指していきたい。できるだけ早め早めという形で行っていかればと思っている。

委員権利擁護の手法として意思決定支援というものがある。重層的なところに図示されているような、当事者周りに身近な支援チームがあり、その周りに専門職があり、必ずしも意思決定支援を必要としない個別支援の場面でも「重層的な」と言っているものかについては、支援の体系としてはおそらく合っている。福祉の現場で、これが意思決定支援ということも含めて、はじめて権利擁護の中のテーブルでの話になるということは、理解をしている。必ずしも意思決定支援が必要としない個別ケースの中では、こういった体系的なものではないが、久留米市の現場においても、支援チームが本人の支援を行い、関係のある専門職の方に支援をお願いするというケースはある。

この形自体は馴染みのないものではないという理解をしている。例えば、ただ単なる個別支援のものになるかもしれないが、実例で重層的な支援の枠組みというのは示すことができると思う。

委員色々な課題もあると言われていて、これから取り組み制度の見直しなどの説明があったが、現時点で、具体的にどういうところから改善をして、どのようにシステムを作っていくと考えているのかということ、説明いただきたい。

事務局資料の4の最初のページのところに図示しているとおり、地域連携ネットワークの中の民間団体ということで、医師会、介護事業者協議会、SOSネットワーク協議会などを挙げているが、今まで積極的に働きかけが出来ていなかったこういった団体に、制度の周

知や、理解促進の働きかけなどを行っていこうと考えている。

委員市民後見人の活躍の場というのはどういうものと考えているのか。

事務局市民後見人の活躍の場の検討なども、現在もやっているが、引き続き考えていく。

会長今後各委員の意見・情報を集約していくための手段を考えたいと思う。メール等どのような方法を取るかは考えさせていただく。他に何か意見は無いか。

事務局資料 2 の成年後見制度利用促進計画の中で、成年後見センターの相談件数目標を令和 12 年度に 795 件と設定している理由について、回答内容に誤りがあったため訂正したい。久留米市では支えあう推進プランの他に、高齢者福祉計画という計画を定めている。その第 9 期計画の中で成年後見センターの相談件数目標を立てており、令和 6 年度の目標を 735 件とし、そこから毎年度 10 件ずつふやすという計画を立てている。その積算で考えていくと、令和 6 年度が 735 件で、6 年後の令和 12 年度が 795 件となる。別の計画ですでに設定している目標件数を今回の支え合うプランの目標設定としている。

オブザーバー地域連携ネットワークの図を他の市町村が作成しているのを見たことがあり、民間団体の中に銀行が入っていた記憶がある。そこも加えたらいいと思う。

事務局SOS ネットワーク協議会の中に、銀行が入っているので共有したい。

委員資料 1 の中で、9 ページの年度別利用支援事業申請件数（申立費用補助）について、令和 4 年度から 0 件が続いているが、その理由が何かわかれば、教えてほしい。

事務局申立費用の補助については、問い合わせも多くはない状況。またこの制度は生活保護を受給している方が利用できる制度で、実際に補助するものが、切手代や、印紙代等と決まっており、生活保護受給者の方はケースワーカーが診断書や、戸籍などを取り寄せることができるので、本人申立てでも本人に申立て費用がかかってない実情があり、申請がないのではと思っている。

周知自体も不足しているため、今後も引き続き、周知等をしていきたい。

委員対象者は生活保護受給者と決まっているのか。

事務局決まっている。

委員生活保護を受けてないけれども、生活に困窮し、経済的支援が必要な人がいると思うので、予算が許すのであれば考えてもらいたい。

次第Ⅱ その他

会長全体を通してご意見があればお願いしたい。

各委員特にない。

会長他になければこれにて令和 7 年度第 1 回久留米市成年後見推進協議会第は終了とさせていただきます。